

平成30年12月7日

第4回 市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会の開催について（書面開催）

標記について、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」（平成21年法律第64号）に基づき、市原交通圏が準特定地域に指定され、当該地域の関係者がタクシー事業の適正化及び活性化に向け取り組んでいるところであり、これまでの取り組み状況等についてフォローアップを行うため、第4回市原地区タクシー事業適正化活性化協議会を書面にて下記のとおり開催いたしますので、お知らせいたします。

なお、新たに協議会の構成員として加入したい方については、書面協議表決日の3日前（12月17日・月曜日）までに下記の問い合わせ先にお申し出下さい。

記

1. 書面協議開始日 平成30年12月7日（金）書面発送
2. 書面協議表決日 平成30年12月20日（木）
3. 予定している議題
  - （1）適正化・活性化に関するフォローアップ調査について
  - （2）活性化事業の目標値設定について

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

市原地区タクシー事業適正化・活性化協議会事務局  
一般社団法人千葉県タクシー協会 土屋・田中・竹門  
☎ 043-243-2460